

岩手県告示第685号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第9条第1項の規定により盛岡市長から聴取した意見及び同条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成24年10月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）メガセンタートライアル盛岡南店 盛岡市盛岡南新都市土地区画整理事業地内306街区2-2画地ほか
- 3 盛岡市長から聴取した意見の概要 授乳室の設置をお願いしたい。
- 4 述べられた意見の概要
 - （1） 地元業者への発注、地元商品の販売及び地元からの雇用について配慮していただきたい。
 - （2） 青少年の健全育成への配慮から、深夜はいかいや万引きなどを未然に防止するような措置をお願いしたい。
 - （3） 交通渋滞等について十分な対策をお願いしたい。
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成24年10月12日から同年11月12日まで
 - （2） 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、花巻市役所、八幡平市役所、雫石町役場、葛巻町役場、岩手町役場、滝沢村役場、紫波町役場、矢巾町役場及び岩泉町役場